

## 総合事業に係るサービス事業費の請求について

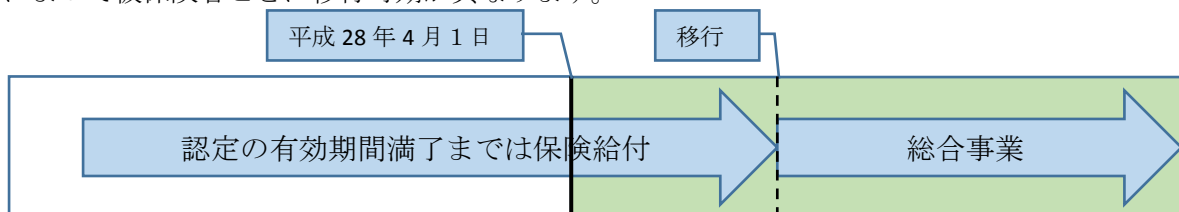
甲府市では平成28年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）を実施します。つきましては、甲府市の被保険者に提供した「第1号訪問事業の訪問介護」及び「第1号通所事業の通所介護」（委託事業を除く。）に係る事業費の請求は次のとおり対応いただきますようお願いいたします。

### 1. 総合事業の各サービスの取扱い

事業所区分	サービス種別	サービス基準	単位	サービスコード	利用者負担	給付管理
H27.3.31までに指定を受けた事業所	訪問介護（みなし）	現行の介護予防訪問介護相当	国が定める基準訪問型サービス（みなし）の1月あたりの包括単位	A 1 (旧 61)	1割又は2割 (給付と同じ)	対象
	通所介護（みなし）	現行の介護予防通所介護相当	国が定める基準通所型サービス（みなし）の1月あたりの包括単位	A 5 (旧 65)	1割又は2割 (給付と同じ)	対象
H27.4.1以降に指定を受けた事業所	訪問介護（独自）	現行の介護予防訪問介護相当	みなしサービスと同じ	A 2 (旧 61)	1割又は2割 (給付と同じ)	対象
	通所介護（独自）	現行の介護予防通所介護相当	みなしサービスと同じ	A 6 (旧 65)	1割又は2割 (給付と同じ)	対象

### 2. 利用者の総合事業への移行時期

要支援認定更新時ごとの段階的移行となります。したがって、次のように要支援認定の有効期間によって被保険者ごとに移行時期が異なります。



### 3. 総合事業にかかるサービス事業費の請求方法

国保連請求時に、サービスコードを次のようにして請求してください。

伝送等による具体的な請求方法については国保連へお問い合わせください。

予防給付		移行	総合事業	
サービス種別	サービスコード		サービス種別	サービスコード
介護予防訪問介護	6 1	→	訪問介護（みなし）	A 1
			訪問介護（独自）	A 2
介護予防通所介護	6 5		通所介護（みなし）	A 5
			通所介護（独自）	A 6

4. 甲府市に在住する住所地特例対象者の取扱い

住所地特例対象者の請求については、施設所在市町村の定める単位で保険者市町村に請求することとなります。（※ 住所地特例対象者でない方が保険者市町村外の事業所を利用する場合には、保険者市町村が定める単位で保険者に請求してください。ただし、この場合には事業所が保険者市町村の指定を受けていることが必要です。）

住所地特例対象者への対応

支払方法の区分	サービスを受けられる事業者	費用の額	費用負担
1 国保連経由による支払の場合	施設所在市町村が指定する事業者	施設所在市町村が定める額	保険者市町村
2 市町村支払の場合	施設所在市町村が指定する事業者	施設所在市町村が定める額	施設所在市町村

（解説）他市町村が保険者の住所地特例対象者が、甲府市に所在する事業所を利用する場合、甲府市が定める額を保険者市町村が支払う。

市町村による総合事業実施状況の違いによる対応

	保険者市町村の状況	施設所在市町村の状況	住所地特例者が利用できるサービス
パターン1	給付	給付	給付
パターン2	給付	総合事業	総合事業
パターン3	総合事業	給付	給付
パターン4	総合事業	総合事業	総合事業

（解説）パターン2の具体例：総合事業を実施していない市町村が保険者の住所地特例対象者が、甲府市の事業所において、みなしによる訪問介護・みなしによる通所介護を利用した場合は、総合事業（サービスコード：A1、A5）で請求する。

【出典：「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」（平成27年3月31日厚生労働省老健局介護保険計画課・振興課・老人保険課事務連絡）の資料2「住所地特例に係る事務の見直しの概要について」】